

恵庭市財政運営の基本指針 改定版



令和3年12月改定

目 次

第 1	改定の経緯	1
1	財政運営の状況	1
2	基本指針の改定について	4
第 2	財政運営の指標と目標	5
1	経常収支の改善	5
2	地方債現在高の管理	5
3	財政調整基金の残高確保	7
4	政策的事業充当財源の確保	8
第 3	財政収支見通し	9
第 4	財源対策	9
第 5	指標の新旧対照表	9

第 1 改定の経緯

1-1 財政運営の状況

平成25年に策定した「恵庭市財政運営の基本指針」では、財政運営において指標とすべき4つの項目とその具体的な数値目標を定め、それに沿って財政運営を行うことで、将来に亘り安定的な財政運営を行いつつ、様々な行政課題に適切に対応することを目指してきました。

その取組により、これまでの間、第5期総合計画に掲げる事業を着実に進めるとともに、地方債残高の縮減や健全化判断比率の改善が図られるなど良好な財政運営を続けてきました。

一方、近年ではコロナ禍をきっかけに、私たちの生活が新たな生活様式へと転換が進んでいるほか、毎年のように全国で大規模な災害が発生し、その備えの重要性が増すなど、市が取り組むべき課題の変化も見られます。財政面においては、ふるさと納税による寄附金が増加し、重要な財源として活用できるようになった一方、扶助費をはじめとした義務的経費は増加し続けるなど、社会情勢や本市の財政構造にも新たな変化が生じてきています。

今後も本市の必要な事業を着実に実施していくため、効率的かつ効果的な財政運営を行う必要があることから、情勢の変化を踏まえた指針の見直しが必要となっています。

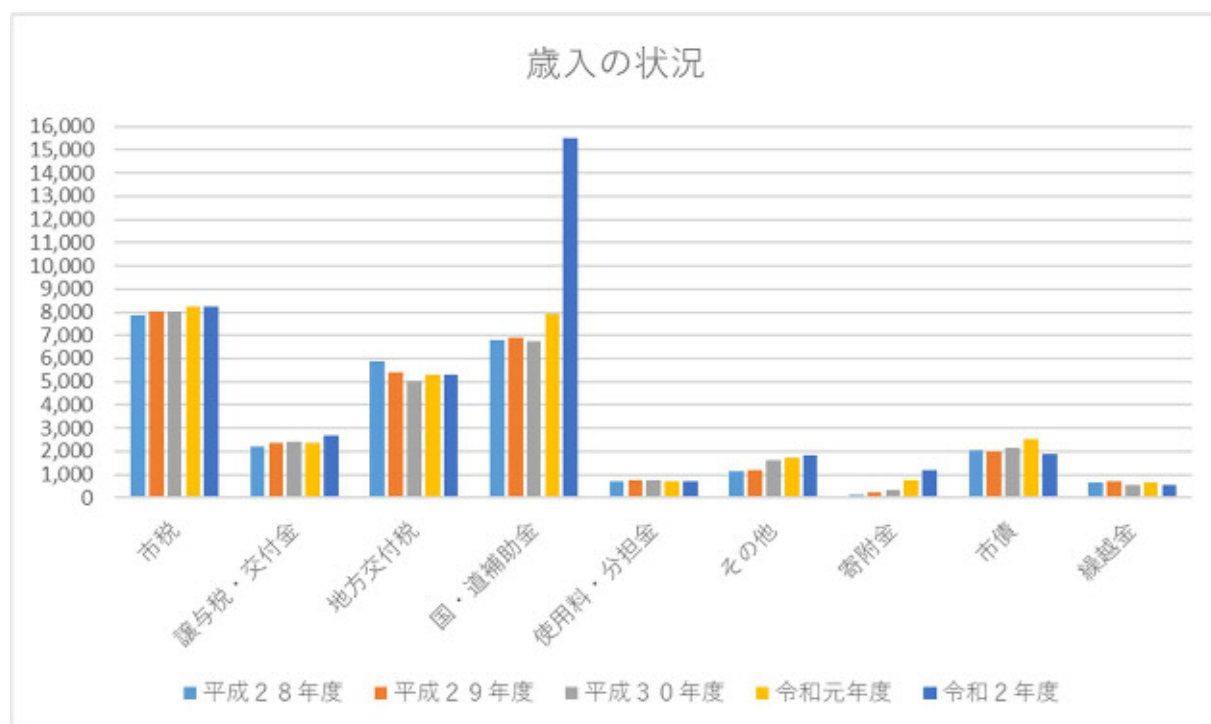
1-2 一般会計歳入の状況

近年の歳入の動向は、人口の増加や企業立地の進展により市税収入が減少することなく推移しており、地方交付税については、国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和4年度から令和6年度まで令和3年度地方財政計画の一般財源の水準を確保するとされたことから、一定額が確保される見込みとなっています。

また、扶助費の増加に連動して国・道補助金が増加を続けていますが、令和2年度の国・道補助金では、新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金の支給により大幅に増加しています。

単位：百万円

項 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度
市税	7,883	8,045	8,020	8,250	8,266
譲与税・交付金	2,212	2,379	2,434	2,376	2,660
地方交付税	5,890	5,389	5,029	5,323	5,278
国・道補助金	6,811	6,910	6,728	7,930	15,521
使用料・分担金	731	752	765	727	692
その他	1,112	1,192	1,594	1,737	1,854
寄附金	110	217	343	786	1,177
市債	2,046	1,983	2,156	2,536	1,886
繰越金	672	691	536	659	575
歳入合計	27,467	27,558	27,605	30,324	37,909



1-3 一般会計歳出の状況

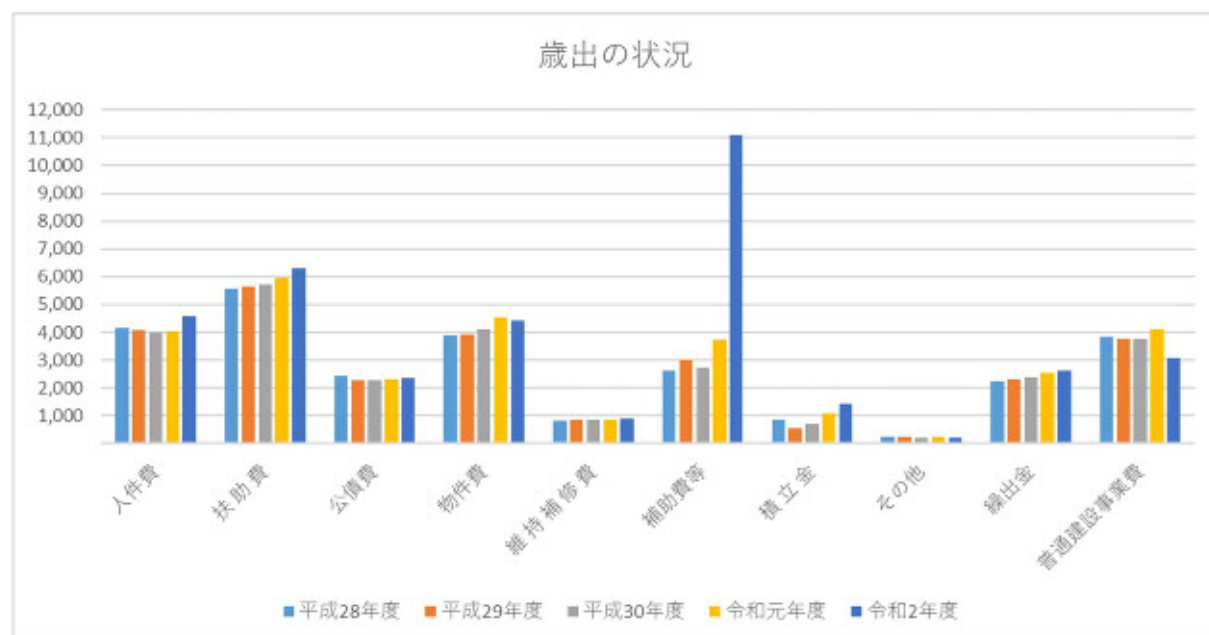
近年の歳出の動向は、会計年度任用職員制度の導入により人件費が大幅に増加しているほか、増加が続く社会保障費の影響で、扶助費をはじめ後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金が増加傾向にあります。

物件費では、焼却施設や花の拠点など新たに整備した施設の運営費が増加しており、普通建設事業費については、令和2年度では減少しているものの、今後は老朽化した施設の再整備や長寿命化に要する費用の増加が予想されます。

なお、令和2年度の補助費等が大幅に増加しているのは、特別定額給付金事業の実施によるものです。

単位：百万円

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	4,151	4,087	3,993	4,022	4,560
扶 助 費	5,562	5,629	5,706	5,954	6,302
公債費	2,421	2,287	2,281	2,311	2,357
物件費	3,900	3,937	4,106	4,540	4,420
維 持 補 修 費	829	851	857	868	888
補助費等	2,611	2,983	2,747	3,741	11,087
積 立 金	853	555	700	1,096	1,413
その他	240	234	196	252	204
繰出金	2,241	2,320	2,401	2,553	2,618
普通建設事業費	3,826	3,778	3,781	4,126	3,087
歳出合計	26,634	26,661	26,768	29,463	36,936



2 基本指針の改定について

近年生じた本市を取り巻く情勢の変化の具体的な内容は、

- (1) コロナ禍を契機とした新たな生活様式やデジタルトランスフォーメーションの推進、災害への備え、カーボンニュートラル、インフラの老朽化対策などの新たな行政需要
- (2) 人口増加、市税収入増加などを要因とした標準財政規模の拡大
- (3) 本市の類似団体区分の変更
- (4) ふるさと納税制度による寄附の安定化
- (5) 健全化判断比率の改善

などで、財政規律を維持しつつ持続可能なまちづくりを推進するためには、これらの状況変化に対応した新たな指針を定める必要があります。

こうした変化を背景に、これまでの指標を見直し、計画された施策の推進と財政規律を両立させた安定した財政運営を行っていきます。

見直した指針の運用は、第5期総合計画の最終年度である令和7年度までとし、次期総合計画の策定前に、その時点における行政需要や財政状況などを踏まえ、再度見直しを行うこととします。

第2 財政運営の指標と目標

1 経常収支の改善

これまで経常収支比率の目標値は、基本指針を制定した当時の実績値や類似団体との比較を基に90%以下と設定してきました。

その後、本市の類似団体類型が変更したこと、地方債の充当率が上昇したことに伴う公債費の増加などの歳出構造の変化を考慮して、本市が属する類似団体の経常収支比率の直近3か年平均値（平成29年度～令和元年度）を目標値とします。

目標達成に向けて、歳入面においては、経常一般財源収入である市税の確保に繋がる施策の推進に取り組むとともに、歳出面においては、行政評価など既存事業の見直しを積極的に進め、経常収支の改善を図っていきます。

指標 経常収支比率

目標 93.9%程度

※類似団体 H29-R1 平均値

恵庭市経常収支比率の推移

平成29年度	91.5%
平成30年度	94.8%
令和元年度	93.2%
令和2年度	92.6%

◇経常収支比率とは

財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式で求めます。
数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

2 地方債残高の管理

これまでの基本指針では、新規に発行する臨時財政対策債を除く地方債（以下「建設地方債」）の額を「毎年度10億円程度」又は「当該年度の建設地方債の元金償還額以内」とし、第5期総合計画を開始した平成28年度（平成27年度末残高）の建設地方債残高を上回らないように運用してきました。

今後は、第5期総合計画の最終年度（令和7年度）において、平成27年度末の建設地方債残高を上回らない運用は継続しつつ、さらに効率的な財政運営を実現するため、令和4年度から令和7年度までの建設地方債新規発行総額を、同じ期間内で償還する元金償還金以内に抑制する複数年の管理を行い、後年時の公債費負担が極端に増加しないように単年度上限額を設定することとします。

また、将来世代への負担が適切となるよう、健全化指標である将来負担比率を新たな指標として加え、これまで別の指標として管理してきた実質公債費比率についても、建設地方債の管理を目的としていることから、本指標で合わせて管理することとします。この2つの指標についても、類似団体の直近3か年平均値（平成29年度～令和元年度）を目標値とします。

指標 建設地方債新規発行額

目標① 令和4年度から令和7年度までの地方債新規発行総額 58 億円程度
 （58億円は、令和3年度時点における令和4年度～令和7年度の元金償還額見込額）

目標② 単年度起債発行上限 18 億円程度

目標③ 将来負担比率 38.3%程度 ※類似団体 H29-R1 平均値

目標④ 実質公債費比率 6.4%程度 ※類似団体 H29-R1 平均値

恵庭市将来負担比率の推移		恵庭市実質公債費比率の推移	
平成 29 年度	29.0%	平成 29 年度	5.4%
平成 30 年度	28.0%	平成 30 年度	5.0%
令和元年度	20.2%	令和元年度	5.0%
令和 2 年度	12.2%	令和 2 年度	4.9%

地方債残高の推移（一般会計）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規発行額 ※1	2,046,300	1,983,332	2,155,547	2,535,839	1,875,439
うち建設地方債 ※2	1,166,300	1,091,500	1,277,100	1,811,300	1,145,761
元金償還額 ※1	2,247,748	2,145,571	2,162,073	2,212,591	2,277,032
うち建設地方債 ※2	1,459,984	1,274,616	1,301,965	1,306,455	1,319,531
地方債残高	24,703,091	24,540,852	24,534,327	24,857,575	24,455,982
うち建設地方債 ※2	12,295,413	12,112,297	12,087,432	12,592,277	12,418,507

※1 借換債は除く。

※2 臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債、税収補てん債（特例分）、退職手当債を除いた額。

※ 平成 27 年度建設地方債残高 12,589,097 千円

◇将来負担比率とは

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断基準は、次のとおりです。 早期健全化基準 35.0%

◇標準財政規模とは

標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の一般財源の規模を表すもので、「標準税率で算定した税収入額」と「地方揮発油譲与税などの税外収入」に「地方交付税」を加えた額をいいます。

◇実質公債費比率とは

市の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断基準は、次のとおりです。

早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%

3 財政調整基金の残高確保

財政調整基金は、市財政の健全な運営のため、年度間の財源の不均衡を調整し、将来の財政負担に備えることを目的として設置しているものです。

これまでは、財政調整基金の残高は標準財政規模の5%以上としていましたが、近年の地方自治体における残高管理の状況では、標準財政規模の10%程度を確保する事例が最も多いことや、令和2年度の新型コロナウイルス対策経費として一時的に予算化した額が約15億円であったことを考慮して、標準財政規模の10%程度（令和2年度標準財政規模の場合、目標残高は約15億円）を目標値とし、災害や急激な経済状況変化などがあつた際に対応出来るように管理していきます。

指標 財政調整基金残高

目標 標準財政規模の10%程度

財政調整基金残高の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
財政調整基金残高	2, 023, 336	2, 037, 464	1, 897, 205	1, 822, 563	2, 017, 603
標準財政規模	15, 104, 384	14, 749, 826	14, 422, 757	14, 719, 651	15, 202, 866
割合	13. 4%	13. 8%	13. 2%	12. 4%	13. 3%

4 政策的事業充当財源の確保

政策的事業充当一般財源は、これまで経常収支差額によって確保することを目標としてきましたが、社会保障費や施設老朽化に伴う維持管理費といった経常経費が増加を続けており、経常収支差額を十分に確保することが難しくなっています。

また、災害対策などの市民の安全安心を確保する取組や、行政ニーズの多様化に対応したサービスの推進や施設の更新といった政策的事業は引き続き推進していかなければなりません。

「経常収支の改善」により一般財源の確保に努めると同時に、国・道補助金などの様々な財源の活用をさらに進める必要があり、特に近年では、ふるさと納税制度の安定化により特定目的基金が増加してきたことから、各基金の趣旨に沿った活用を行うことで、総合計画における重点施策や各年度の推進施策の実現を図ります。

なお、ふるさと納税による寄附は先行きを見通すことができないため、過去の寄附で積み立てた実績額を基準に財源として活用していきます。

指標 政策的事業充当財源

目標 経常収支差額及び各特定目的基金の活用による財源の確保

特定目的基金充当額は、予算編成前々年度の積立額を目安とする。

政策的経費の一般財源の推移（一般会計）

（単位：百万円）

	令和元年度予算	令和2年度予算	令和3年度予算
政策的経費	399	347	407

寄附金の推移（歳入の再掲）

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
寄附金	110	217	343	786	1,177

第3 財政収支見通し

将来を見据えた財政運営を行い、事業実施に必要な財源の確保を図っていくためには、常に中期的な収支状況を見通すことにより、必要な対策を行っていくことが重要です。これまでも平成25年度から継続して、当該年度を含む向こう5年間の財政収支見通し（以下「中期財政収支見通し」）を作成してきました。

今後も財政指標の推移などを検証し、国の施策や経済動向などを見据えた新しい情報を加えて中期財政収支見通しを作成し、ローリングすることにより、毎年度の予算編成において経常収支バランスを維持するための対策を講じていきます。

第4 財源対策

臨時的・緊急的な事業の実施や経済状況の急変など、一時的に収入の落ち込みや財政需要が発生したときには、経常収支差額や特定目的基金のみでは政策的事業の財源が確保できないことが考えられます。このような場合には、財政調整基金の活用による財源確保を図ります。

財政調整基金を活用してもなお経常収支バランスの状況によって、財源の確保が必要な場合にあっては、より一層の行政改革による事務事業の見直しなどの財源対策を検討していきます。

第5 指標の新旧対照表

項目	これまでの指標	見直し後の指標
1 経常収支の改善	経常収支比率 90.0%以下	経常収支比率 93.9%程度
2 地方債現在高の管理 ※「地方債現在高の縮減」 から変更	毎年度の地方債新規発行額 ①10 億円程度 ②当該年度の臨時財政対策債 を除く地方債元金償還額以内	①R4～R7 までの地方債新規発行総額 58 億円程度 ②単年度上限 18 億円程度 ③将来負担比率 38.3%程度
実質公債費比率の抑制 2 「地方債現在高の管理」の 指標へ移行	実質公債費比率 11.8%以内	④実質公債費比率 6.4%程度
3 財政調整基金の残高確保	標準財政規模の5%以上	標準財政規模の10%程度
4 政策的事業充当財源の確保 ※「政策的事業充当一般財源 の確保」から変更	経常収支差額の確保	経常収支差額及び各特定目的 基金の活用による財源の確保